

市町村からの意見及び県の見解

協議案件名	第2期かながわ水源環境保全・再生 実行5か年計画（素案）
-------	---------------------------------

市町村等からの意見			県の見解
項目	意見	市町村名	
第2章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策 2 「第2期実行5か年計画」における特別の対策事業の内容 12 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み	【活動】 の「普及・啓発」の具体的な取組として、「第1期実行5か年計画」で位置づけられていた「一般県民や子どもたちへの普及・啓発」を、「第2期実行5か年計画」にも位置づけること。具体的な事業として、都市部の子供たちが、水源環境保全・再生の対策をより理解を促進するため、現場見学や体験学習等を実施する。	川崎市	第2期5か年計画における普及・啓発については、事業の成果や進捗状況を現場において確認・点検するため、一般県民の参加を前提とした「事業モニター」の実施を予定しております。 また、子どもたちを対象とした現地見学会などについても、普及・啓発の観点から有効と考えられますので、第1期5か年計画と同様に、「一般県民や子どもたちへの普及・啓発」を12番事業「県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み」の事業内容に記載するとともに、今後、具体的内容を検討してまいります。
第3章 事業費と財源措置 2 水源環境保全・再生に向けた特別対策の財源措置の考え方 (4) 具体的な財源確保方策等	「第1期実行5か年計画」の取組や成果について、市民に分かりやすく説明するとともに、超過課税の継続について、その意義や必要性を、十分に市民理解が得られるよう説明する必要があると考える。 なお、個人県民税の賦課徴収事務については、市町村に恒常的な事務負担等が生じていることから、早期に市町村の税務担当に情報提供するとともに、協議を行っていただきたい。	川崎市	第1期5か年計画の取組や成果、超過課税の必要性については、これまでも、県民フォーラムや県のたより、ニュースレター等を通じて県民周知を図ってきましたが、県民の皆様によりわかりやすく伝わるよう、第1期5か年計画の最終年度となる平成23年度は、これまでの取組成果をまとめた映像資料の活用、さらに都市部における県民フォーラムの規模拡大を検討するなど、一層の県民周知に努めてまいります。 また、第2期5か年計画における財源措置の考え方については、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を継続すること、現行税率による税収額で素案における特別対策事業の新規必要額を賄えることなどを、昨年末から本年2月にかけて、各市町村の税務担当、企画担当及び水源保全関係担当の職員に対する3回の説明会（※）において、説明させていただいたところです。 今後も、速やかな情報提供と調整に努めてまいります。

※ 住民税における保険年金還付対応連絡協議会（平成22年12月28日）、県と市町村の協議に係る説明会（平成23年2月1日）、税制改正説明会（同年2月8日）

市町村からの意見及び県の見解

協議案件名	第2期かながわ水源環境保全・再生 実行5か年計画（素案）
-------	---------------------------------

市町村等からの意見			県の見解
項目	意見	市町村名	
第2章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策 2 「第2期実行5か年計画」における特別の対策事業の内容 6 河川・水路における自然浄化対策の推進	木炭等を利用した直接浄化の取組を推進するだけでなく、直接浄化対策の維持管理費への支援についてお願いします。	相模原市	直接浄化施設の維持管理（付着したゴミの清掃等）については、河川維持管理業務の一環と考えられるため、支援は困難です。
第2章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策 2 「第2期実行5か年計画」における特別の対策事業の内容 その他要望	「第2期実行5か年計画」に「廃棄物不法投棄対策」が盛り込まれていないことにつきましては、現時点で不法投棄物が水質に及ぼす影響が明らかになっていないため、「廃棄物不法投棄対策」を特別対策事業として位置づけることは困難であるとする貴県の考えにつきましては理解するところであります。 しかし、不法投棄物による水源林等への影響は今後も懸念されるところであり、また、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」においては「廃棄物不法投棄対策」も含めた総合的な水質汚濁負荷軽減対策の推進の必要性が説かれております。 つきましては、「廃棄物不法投棄対策」について、今後も様々な角度からの検討をしていただけますようお願いいたします。	相模原市	特別対策事業は、水源環境の保全・再生に直接的な効果がある事業を対象としており、現時点では、不法投棄物が水質に及ぼす影響については明らかになっていないため、「廃棄物不法投棄対策」を特別対策事業として位置づけることは困難です。 なお、地域水源林整備に支障がある場合は、当該事業の中で対応します。

市町村等からの意見		市町村名	県の見解
項目	意見		
<p>第2章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策</p> <p>2 「第2期実行5か年計画」における特別の対策事業の内容</p> <p>その他要望</p>	<p>本市の市域の約6割は森林であり、丹沢・大山や陣馬・相模湖の自然公園等を抱えています。これらの森林は県の水源環境保全・再生施策のなかで、水源の森林エリア、地域水源林エリアに指定され、水源林の整備など豊かな水を育む良好な水源環境の保全・再生への取組みが進められているところです。</p> <p>一方、これらの地域には、多くの登山道やハイキングコースがあり、登山客やハイカーで賑わいをみせていますが、利用者からは新たなトイレの設置や施設の改修について要望が出ております。特に、高度合併処理浄化槽が設置できない山岳地域の浸透式トイレは長期間の使用により汚物が土壌に浸透するなど、溪流や地下水の水質への悪影響が懸念されております。</p> <p>つきましては、高度合併処理浄化槽が設置できない山岳地域での水源環境に負荷を与えない非放流式の環境配慮型トイレの設置（ヘリコプター等による部材の搬入経費を含む）や既存施設の同型トイレへの転換、山岳地域に設置した場合の汚泥の搬出経費に対する水源環境保全税を活用した補助制度の創設を要望します。</p> <p>また、本市の水源地域で観光トイレを設置する場合、高度合併処理浄化槽の整備に対し水源環境保全税が充当されていますが、新たな設置や改修を促進する意味から上屋部分の整備費についても対象とするよう要望します。</p>	相模原市	<p>丹沢大山地域では、県が環境配慮型の山岳公衆トイレの整備を進めてきましたが、山小屋の事業者等が管理する浸透式トイレは、長期間の使用によって汚物が土壌へ浸透し、溪流や地下水の水質への悪影響が危惧されています。</p> <p>水源地域の環境保全のためには、浸透式トイレから環境に負荷を与えない非放流式環境配慮型トイレに転換して行く必要がありますが、大きな費用負担が伴い、設置者の自助努力だけでは進まないことから、環境配慮型トイレの設置については、県民と行政の連携を図る仕組みである「県民連携・協働事業」の中で、県、市町村、民間事業者、登山者が連携して取り組む事業として第2期5か年計画に位置づける方向で検討してまいります。</p> <p>また、水源環境保全・再生のために充実・強化して取り組むべき特別の対策は、「水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組」等を対象としています。</p> <p>特別対策事業として「県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進」を実施しておりますが、ご要望の観光トイレの上屋の整備費を対象とすることについては、設置促進の意味合いは理解できませんが、限られた財源の有効活用の観点から、対象とすることは困難です。</p>

市町村等からの意見		市町村名	県の見解
項目	意見		
<p>第2章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策</p> <p>2 「第2期実行5か年計画」における特別の対策事業の内容</p> <p>その他要望</p>	<p>本市の人工林は、スギが大半であり、特にスギの搬出を促進させることが本市の林業再生に重要と考えています。</p> <p>第2期5か年計画骨子案に対する意見提出の際、スギはヒノキよりも買取り価格が大幅に低く、同じ作業量でも利益率が低いため、補助単価の上乗を行わないと山主の搬出意欲が湧かず、間伐材の搬出が促進されないとの意見を提出させていただきましたが、回答のなかで、施業の集約化や路網の整備、高性能林業機械の導入等により生産性の向上に取組み、搬出経費を低減することで山主の搬出意欲を高めていくとの考えが示されております。</p> <p>施業集約化、路網整備等の生産性向上への取組みによる搬出経費の低減化も、間伐材の搬出促進に一定の効果があり重要であると考えますが、津久井地域の山林は急峻な場所が多く、スギの搬出コストが高いため、生産性向上の取組みだけで搬出を促進することは難しいと考えております。</p> <p>つきましては、本市の地域性を考慮し、補助単価の上乗せについて再度検討していただくよう要望します。</p>	相模原市	<p>間伐材の搬出支援は、集材、搬出に要する経費を助成することで、間伐により発生する木材の利用を促進し、持続的な森林整備に繋げることを目的としているため、樹種の違いによる木材の価格差の上乗せは困難です。</p>
<p>第2章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策</p> <p>2 「第2期実行5か年計画」における特別の対策事業の内容</p> <p>その他要望</p>	<p>森林整備の準備工種としての「つる切工」が助成の対象になっていないため、作業を行う林業者の大きな負担となっています。</p> <p>また、間伐率も20%と25%以上の2種類のみが設定されており、「30%以上」の設定がないことから、適切な間伐が行えない場合もあります。</p> <p>第2期5か年計画の対応方向として「検討する」となっていますので、ぜひ、検討の際には、工種等を考慮していただくよう要望します。</p>	相模原市	<p>水源の森林づくり事業の手法の1つである「協力協約推進事業」は、自ら森林整備を行う森林所有者に対して既存の造林補助への上乗せや、造林補助対象とならない林齢の高い森林の整備に対して補助するために標準単価の設定を行っています。</p> <p>「つる切工」につきましては、現状を十分調査させていただいた上で、標準単価の設定の必要性について検討してまいります。</p> <p>「30%以上」の間伐率の設定については、シカ管理と連携した森林整備への取り組みや木材資源の有効活用の観点から必要性は認められますので、国による森林・林業再生プランの動向も踏まえながら、今後、開催する市町村担当者会議において意見を聞いた上で、第2期5か年計画までには設定の方向で検討してまいります。</p>

市町村からの意見及び県の見解

協議案件名	第 2 期かながわ水源環境保全・再生 実行 5 か年計画（素案）
-------	-------------------------------------

市町村等からの意見			県の見解
項目	意見	市町村名	
第 2 章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策 2 「第 2 期実行 5 か年計画」における特別の対策事業の内容 交付対象事業について	「神奈川県水源環境保全・再生市町村交付金」の交付対象事業は、公共下水道事業についてはダム集水域に限定されているが、「既存水源の保全による水量の維持と水質の向上」には、ダム集水域だけで全うできる訳でなく、取水堰に至るまでの河川水質の向上が不可欠である。 本市においては、公共下水道の普及率は、神奈川県平均95.6%に対し、80.7%と未普及解消が課題であることから、ダム下流の水源保全地域における下水道整備事業に対して、また、流域下水道事業及び流域関連公共下水道事業の水質保全に係る維持管理費負担に対して、交付対象事業とすることを望む。	小田原市	「かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」の生活排水対策については、ダム集水域が、他の地域に比べて対策が遅れており、また、水がめであるダム湖への生活排水の流入を抑制し、富栄養化状態の改善を図ることが、喫緊の課題であることから、対象地域をダム集水域に限定しております。 生活排水対策については、ダム集水域、下流地域ともに大変重要ですが、第 2 期 5 か年計画においてもダム集水域の整備に引き続き集中的に取り組む必要があることから、対象地域を限定したいと考えております。 ダムの下流地域における生活排水対策については、従来どおり当該計画とは別に、下水道整備事業や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換事業により、順次対応してまいります。 なお、河川・水路における自然浄化対策（以下「河川整備事業」という。）において、第 1 期 5 か年計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第 2 期 5 か年計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽への転換促進）についても河川整備事業に盛り込むこととしております。 また、市町村交付金は、水源環境の保全・再生に直接的に効果があるもので、かつ、新規に取り組む事業や従来からの取組を充実・強化する事業に充当することとなっていることから、流域下水道事業や流域関連公共下水道事業に係る維持管理費を交付金の対象事業とすることは困難です。

市町村からの意見及び県の見解

協議案件名	第 2 期かながわ水源環境保全・再生 実行 5 か年計画（素案）
-------	-------------------------------------

市町村等からの意見			県の見解
項目	意見	市町村名	
第 3 章 事業費と財源措置	<p>引き続き超過課税を課すのであれば、水源環境保全税と特別対策事業の事業費との関係を、計画の中に記載すべきではないでしょうか。</p> <p>「「かながわ水源環境保全。再生の取組の現状と課題」－水源環境保全税による特別対策事業の点検結果報告書」には、21年度までの実績が記載されています。このような実績（23年度分は見込み）と第 2 期計画期間中の見通しを記載し、超過課税のこれまでの妥当性と今後の必要性を、計画の中で丁寧に説明しておくべきと考えます。</p>	茅ヶ崎市	<p>水源環境保全税と特別対策事業の事業費との関係は、素案の中にすでに記載しております。実績については、22年度分に加え、23年度の見込みについても記載する方向で検討いたします。</p> <p>また、超過課税の必要性については、丁寧な記述を工夫いたします。</p>

市町村からの意見及び県の見解

協議案件名	第2期かながわ水源環境保全・再生 実行5か年計画（素案）
-------	---------------------------------

市町村等からの意見			県の見解
項目	意見	市町村名	
第2章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策 2 「第2期実行5か年計画」における特別の対策事業の内容 2 丹沢大山の保全・再生対策	丹沢大山エリアの山岳トイレは、環境にやさしいバイオ型トイレへの移行が少しずつ進んでいるものの、近年の登山客の増加に伴い、山小屋トイレの多くは過剰利用による影響で、汚物が垂れ流されている状況にあります。 県が平成18年に策定した丹沢大山自然再生基本構想の中でも、過去から利用が集中し、過剰利用が問題となっていた表尾根や大山を含むエリアでは、トイレ対策を引き続き強化していくことの必要性が記されています。 素案の丹沢大山の保全・再生対策において、山の再生とともに自然公園の適正利用管理を進めるため、新たに水源環境税を活用した補助制度を創設し、県が事業主体となった山岳トイレの整備から山小屋経営者によるバイオ型トイレへの改修へと見直す必要があるものと考えます。	秦野市	丹沢大山地域では、県が環境配慮型の山岳公衆トイレの整備を進めてきましたが、山小屋の事業者等が管理する浸透式トイレは、長期間の使用によって汚物が土壌へ浸透し、溪流や地下水の水質への悪影響が危惧されています。 水源地域の環境保全のためには、浸透式トイレから環境に負荷を与えない非放流式環境配慮型トイレに転換して行く必要がありますが、大きな費用負担が伴い、設置者の自助努力だけでは進まないことから、環境配慮型トイレの設置については、県民と行政の連携を図る仕組みである「県民連携・協働事業」の中で、県、市町村、民間事業者、登山者が連携して取り組む事業として第2期5か年計画に位置づける方向で検討してまいります。
第2章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策 2 「第2期実行5か年計画」における特別の対策事業の内容 6 河川・水路における自然浄化対策の推進	素案の事業内容では「市町村管理の河川・水路等における生態系の保全を推進し、良好な水源環境を形成するため、市町村の次の取組を支援する。」とあり①から③の取組が書かれているが、「箇所数：7箇所」及び「相模湖」となっている。この7箇所とは具体的にどこを指すのか、また、それ以外の市町村は支援対象とならないのかお聞かせ願いたい。	秦野市	「事業内容」に記載の7箇所は、平成22年10月5日付けで「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画素案に係る事業費の積算」について市町村に照会し、回答のあった河川・水路の整備を行う予定の河川等の数を記載しています。 具体的な整備河川等については、来年度以降定める交付対象要件等の提示と併せて、再度、市町村に整備意向について照会いたします。その後、河川等の整備を要望する市町村から整備内容や水質改善等の効果予測を記載した整備計画を提出していただき、県で審査を行い、水質改善等の効果が見込まれる河川等を選定してまいりたいと考えております。

市町村等からの意見			県の見解
項目	意見	市町村名	
第2章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策 2 「第2期実行5か年計画」における特別の対策事業の内容 7 地下水保全対策の推進	平成22年10月に骨子案への意見として提出したとおり、地下水保全対策の一環として、生活排水による地下水・河川への水質汚濁の進行を防止し、水源環境を継続的、安定的に保全するため、公共下水道計画区域外である市街化調整区域において、合併浄化槽の設置を促進させる項目を新規設定していただきたい。	秦野市	飲み水の水質に直接影響する河川等の水質改善を図るため、河川取水堰上流及び地下水保全対策地域における合併処理浄化槽への転換促進に新たに取り組むこととし、素案では、「地下水保全対策の推進」の「地下水汚染対策」中、「第2期5年間」欄に「等」を新たに記載しております。 ご意見のありました「合併処理浄化槽の設置」については、地下水保全計画への位置づけが必要となりますので、生活排水が地下水汚染に与える因果関係をお示しいただいた上で、ご相談ください。

市町村からの意見及び県の見解

協議案件名	第 2 期かながわ水源環境保全・再生 実行 5 か年計画（素案）
-------	-------------------------------------

市町村等からの意見			県の見解
項目	意見	市町村名	
第 2 章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策 2 「第 2 期実行 5 か年計画」における特別の対策事業の内容 6 河川・水路における自然浄化対策の推進	第 2 期 5 か年計画において、「河川等の整備事業と一体として行う生活排水対策・・・も対象とする。」と記載されているが、第 1 期 5 か年計画で事業を実施した箇所も、直接流入する生活排水対策を行うことで、河川・水路が持つ自然浄化能力を最大限に発揮させることが出来るので、既に整備済みの河川・水路の補助についても柔軟に対応願いたい。	厚木市	第 2 期 5 か年計画において、河川・水路整備事業に水質に影響を与える生活排水対策(合併処理浄化槽への転換促進)を盛り込むこととした趣旨を考えますと、第 1 期で実施した河川・水路整備事業について、同様の課題が残っている場合には、課題の解決が必要と考えます。 このため、生活排水対策の実施により水質改善効果が見込まれる場合には、対象とすることについて検討いたします。

市町村からの意見及び県の見解

協議案件名		第 2 期かながわ水源環境保全・再生 実行 5 か年計画（素案）	
市町村等からの意見			県の見解
項目	意見	市町村名	
第 2 章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策 2 「第 2 期実行 5 か年計画」における特別の対策事業の内容 6 河川・水路における自然浄化対策の推進 7 地下水保全対策の推進	本市では、平成 23 年度の県政要望の中で、市内の森林地域において、水源林の整備などの取組が積極的に展開できるよう、現 5 か年計画の対象エリアの拡大を要望しています。エリアの拡大は困難であるとの回答はいただいておりますが、引き続きエリアの拡大について検討を願いたい。 エリアの拡大が難しい場合は、本市及び周辺都市の水源環境の保全・再生に必要な次の事項について、実情に応じた特別対策事業の弾力的な取扱いを願いたい。	伊勢原市	「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」では、施策の主たる対象地域を、県外上流域を含めたダム上流域を中心に、河川水及び地下水の取水地点の集水域全体としています。 この趣旨から考えますと、対象エリアを拡大することは困難です。 ただし、主として地下水を水道水源とするエリア内の地域水源林の扱いについては、弾力的に対応いたします。
	①地下水保全対策の推進にあたって、地下水を主要な水道水源としている地域内に限定することなく、河川の伏流水などが秦野市や平塚市などの地下水源に影響を及ぼす可能性のある周辺の地域も対象とすること。	伊勢原市	「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」では、水源環境の保全・再生の推進の目的として、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を掲げ、その実現に向け、施策の対象地域を、主として県外上流域を含めたダム上流域を中心に水源保全地域（相模川水系・酒匂川水系の取水堰の集水域及び地下水などを主要な水道水源としている地域）としています。 したがって、ご意見にあるように、河川の水質汚染が、水道水源となっている隣接市の地下水に影響を与える場合には、対策を講じる必要があると考えますが、そのためには、伊勢原市の河川が地下水に悪影響を及ぼしていることを示す因果関係を隣接市に説明し、当該隣接市の地下水保全計画に位置づける必要があります。 その上で、両市が事業実施について協議し、地下水保全対策として実施することは可能と考えます。

市町村等からの意見			県の見解
項目	意見	市町村名	
<p>第2章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策</p> <p>2 「第2期実行5か年計画」における特別の対策事業の内容</p> <p>6 河川・水路における自然浄化対策の推進</p> <p>7 地下水保全対策の推進</p>	<p>②河川・水路における自然浄化対策の推進にあっても、隣接市など周辺地域の地下水へ影響が懸念されることから、生活排水の流入による汚濁が認められる善波川、栗原川などの本市河川の自然浄化対策も対象とすること。</p>	伊勢原市	<p>「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」では、水源環境の保全・再生の推進の目的として、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を掲げ、その実現に向け、施策の対象地域を、主として県外上流域を含めたダム上流域を中心に水源保全地域（相模川水系・酒匂川水系の取水堰の集水域及び地下水などを主要な水道水源としている地域）としています。</p> <p>したがって、ご意見にあるように、河川の水質汚染が、水道水源となっている隣接市の地下水に影響を与える場合には、対策を講じる必要があると考えますが、そのためには、善波川、栗原川などの伊勢原市の河川が地下水に悪影響を及ぼしていることを示す因果関係を隣接市に説明し、当該隣接市の地下水保全計画に位置づける必要があります。</p> <p>その上で、両市が事業実施について協議し、地下水保全対策として実施することは可能と考えます。</p>
<p>第2章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策</p> <p>2 「第2期実行5か年計画」における特別の対策事業の内容</p> <p>その他</p>	<p>多くの観光客が訪れ利用する丹沢大山山系の観光公衆トイレについて、その排水は直接水源に影響を与えるため、非放流式の環境配慮型トイレへの改修・整備を行えるよう実行計画に位置づけること。</p>	伊勢原市	<p>丹沢大山地域では、県が環境配慮型の山岳公衆トイレの整備を進めてきましたが、山小屋の事業者等が管理する浸透式トイレは、長期間の使用によって汚物が土壌へ浸透し、溪流や地下水の水質への悪影響が危惧されています。</p> <p>水源地域の環境保全のためには、浸透式トイレから環境に負荷を与えない非放流式環境配慮型トイレに転換して行く必要がありますが、大きな費用負担が伴い、設置者の自助努力だけでは進まないことから、環境配慮型トイレの設置については、県民と行政の連携を図る仕組みである「県民連携・協働事業」の中で、県、市町村、民間事業者、登山者が連携して取り組む事業として第2期5か年計画に位置づける方向で検討してまいります。</p>

市町村からの意見及び県の見解

協議案件名	第 2 期かながわ水源環境保全・再生 実行 5 か年計画（素案）
-------	-------------------------------------

市町村等からの意見			県の見解
項目	意見	市町村名	
第 2 章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策 2 「第 2 期実行 5 か年計画」における特別の対策事業の内容 6 河川・水路における自然浄化対策の推進 8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進 9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進	水源環境の負荷軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講じることが、その効果を一層発揮するために重要なことであると考えますが、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を行う自治体にとって、その整備に伴う財政負担は非常に重いものとなっています。 つきましては、公共下水道整備及び合併処理浄化槽整備への支援対象地域について、ダム集水域のみでなく、水源林地域まで拡大していただきたい。	松田町	「かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」の生活排水対策については、ダム集水域が、他の地域に比べて対策が遅れており、また、水がめであるダム湖への生活排水の流入を抑制し、富栄養化状態の改善を図ることが、喫緊の課題であることから、対象地域をダム集水域に限定しております。 生活排水対策については、ダム集水域、下流地域ともに大変重要ですが、第 2 期 5 か年計画においてもダム集水域の整備に引き続き集中的に取り組む必要があることから、対象地域を限定したいと考えております。 ダムの下流地域における生活排水対策については、従来どおり当該計画とは別に、下水道整備事業や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換事業により、順次対応してまいります。 なお、河川・水路における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）において、第 1 期 5 か年計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第 2 期 5 か年計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽への転換促進）についても河川整備事業に盛り込むこととしております。

市町村からの意見及び県の見解

協議案件名	第2期かながわ水源環境保全・再生 実行5か年計画（素案）
-------	---------------------------------

市町村等からの意見			県の見解
項目	意見	市町村名	
第1章 5年間の取組の進め方 2 計画の基本事項 (3) 対象施策と対象地域	第2期計画においては、酒匂川水系県外区域の扱いを相模川水系と同等に静岡県と調整し事業着手されるよう盛り込まれたい。	山北町	静岡県側の県外上流域対策については、施策大綱においては、鮎沢川を含む酒匂川全体の水質を注視し、必要に応じて対策を検討するとしております。 これまでのところ、常時監視においては、通常、水質は環境基準に適合していることから、引き続き、状況をしっかりと把握してまいります。
第2章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策 2 「第2期実行5か年計画」における特別の対策事業の内容 2 丹沢大山の保全・再生対策	当町は、丹沢湖と水をはぐくむ豊かな森林を抱える、県内有数の水源地域であるとの認識と自負を持ち、水源林の整備や水質保全に積極的に取り組んでおります。 特に、丹沢湖周辺の集落や事業所等からの排水に対しては浄化槽等による水質保全対策を講じています。こうした水質浄化策は町の重要な課題として取組みを進めておりますが、その上流部の山岳地域においては、電気や水道設備も無く、浄化槽の設置が困難であり、対策が進まない状況であります。 この地域は、県が所管する自然公園区域でもあり、県が主体となって、町と連携し、水質保全対策を進めていただきたいと考えており、山岳公衆トイレについては、既に県により、環境配慮型のトイレに整備済みであると承知していますが、今後、民間事業者（営業者）のトイレを環境配慮型トイレに転換して行くためには、新たな補助制度が必要であると考えておりますので、県による新たな支援制度の検討・実施をお願いします。	山北町	丹沢大山地域では、県が環境配慮型の山岳公衆トイレの整備を進めてきましたが、山小屋の事業者等が管理する浸透式トイレは、長期間の使用によって汚物が土壌へ浸透し、溪流や地下水の水質への悪影響が危惧されています。 水源地域の環境保全のためには、浸透式トイレから環境に負荷を与えない非放流式環境配慮型トイレに転換して行く必要がありますが、大きな費用負担が伴い、設置者の自助努力だけでは進まないことから、環境配慮型トイレの設置については、県民と行政の連携を図る仕組みである「県民連携・協働事業」の中で、県、市町村、民間事業者、登山者が連携して取り組む事業として第2期5か年計画に位置づける方向で検討してまいります。

市町村等からの意見			県の見解
項目	意見	市町村名	
<p>第2章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策</p> <p>2 「第2期実行5か年計画」における特別の対策事業の内容</p> <p>9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進</p>	<p>当町では、第2期5か年計画において一般家庭の他、事業所関係の整備を計画しておりますが、14人槽以上の浄化槽の場合、実工事費は補助基準額を大きく上回り、施工した場合の町費負担が増大するため、県費補助の増額がなければ、今後14人槽以上の整備を進めることが困難であります。</p> <p>また、維持管理費の補助についても5年目以降不足分について町費を充当することになり、町財政に及ぼす影響が大きくなるため、14人槽以上の浄化槽については、維持管理費の増額をして戴きたい。</p>	山北町	<p>合併処理浄化槽の交付基準額については、環境省が、毎年度、都道府県を經由して市町村から浄化槽の本体費用及び工事費用を調査して設定していますので、県としては、補助基準額に基づいて引き続き合併処理浄化槽の整備を支援してまいります。</p> <p>また、維持管理費については、市町村の費用負担を軽減し導入を促進するための例外的な措置として交付対象としてきた経緯から、助成期間の延長は困難ですが、交付金額については、これまで5人槽を基礎としてまいりましたが、合併処理浄化槽の人槽によって維持管理費に差異がありますので、14人槽以上については、基準額のあり方を検討したいと考えますので、維持管理費の内容及び金額をご提供ください。</p>

市町村からの意見及び県の見解

協議案件名	第 2 期かながわ水源環境保全・再生 実行 5 か年計画（素案）
-------	-------------------------------------

市町村等からの意見			県の見解
項目	意見	市町村名	
第 2 章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策 2 「第 2 期実行 5 か年計画」における特別の対策事業の内容 9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進	相模川水系の取水堰については、県営水道における取水量の約 7 割を占める重要な水源となっており、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、取水堰までの河川における水質保全に係る取り組みが必要不可欠である。 本事業においては、「集水域」を県内ダム上流地域に限定しているが、実際に、大多数の県民への水道水の供給拠点となっているのは、ダム下流地域における取水堰であり、取水堰の上流域全てが、重要な水源地域であると考えられることから、本事業の対象地域について、ダム上流エリアに限定することなく、寒川取水堰の上流地域にまで拡大すべきである。	愛川町	「かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」の生活排水対策については、ダム集水域が、他の地域に比べて対策が遅れており、また、水がめであるダム湖への生活排水の流入を抑制し、富栄養化状態の改善を図ることが、喫緊の課題であることから、対象地域をダム集水域に限定しております。 生活排水対策については、ダム集水域、下流地域ともに大変重要ですが、第 2 期 5 か年計画においてもダム集水域の整備に引き続き集中的に取り組む必要があることから、対象地域を限定したいと考えております。 ダムの下流地域における生活排水対策については、従来どおり当該計画とは別に、下水道整備事業や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換事業により、順次対応してまいります。 なお、河川・水路における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）において、第 1 期 5 か年計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第 2 期 5 か年計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽への転換促進）についても河川整備事業に盛り込むこととしております。

市町村からの意見及び県の見解

協議案件名	第 2 期かながわ水源環境保全・再生 実行 5 か年計画（素案）
-------	-------------------------------------

市町村等からの意見			県の見解
項目	意見	市町村名	
第 2 章 水源環境保全・再生に向けた特別の対策 2 「第 2 期実行 5 か年計画」における特別の対策事業の内容 2 丹沢大山の保全・再生対策	丹沢・大山の県立自然公園エリア内の山岳地域において、登山道沿いの山小屋や茶店などで使用している浸透式トイレは、長期間の使用により汚物が土壌へ浸透して、溪流や地下水の水質に悪影響を及ぼす恐れがあります。本村の簡易水道事業など、この地下水を水源としている多くの県民の安全を確保するため、環境に負荷を与えない非放流式的环境配慮型トイレを設置するための補助制度を次期水源環境保全再生 5 か年計画のなかで神奈川県により新たに創設されることを要望します。 なお、事業主体は県立丹沢大山自然公園等の管理者である神奈川県とされるとともに、この補助制度により山岳トイレへの転換を必要とする施設の管理者や新たに山岳トイレの設置を必要とする管理者も広く対象とされることを要望します。	清川村	丹沢大山地域では、県が環境配慮型の山岳公衆トイレの整備を進めてきましたが、山小屋の事業者等が管理する浸透式トイレは、長期間の使用によって汚物が土壌へ浸透し、溪流や地下水の水質への悪影響が危惧されています。 水源地域の環境保全のためには、浸透式トイレから環境に負荷を与えない非放流式環境配慮型トイレに転換して行く必要がありますが、大きな費用負担が伴い、設置者の自助努力だけでは進まないことから、環境配慮型トイレの設置については、県民と行政の連携を図る仕組みである「県民連携・協働事業」の中で、県、市町村、民間事業者、登山者が連携して取り組む事業として第 2 期 5 か年計画に位置づける方向で検討してまいります。